



低所得者の子育て世帯への加算のお知らせ

- 国で閣議決定された物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯等）の方々を支援するための新たな給付金です。

給付金の支給額

子ども1人あたり5万円

給付対象

令和5年12月1日に小笠原村に住民登録のある、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
※世帯全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない

給付対象世帯の世帯員である**18歳以下**の子ども

（平成17年4月2日生まれ以降の子ども）

（令和5年12月2日以降、令和6年4月30日生まれの子供）

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日時点で扶養していない（生計を同一にしていない）子供は対象外です。

- ①小笠原村から「申請書」が届きます。
- ②該当と思われるが申請書が届いていない方は、小笠原村HPから申請書を印刷してください。

必要事項を記入し、添付書類を添えて提出

審査後指定の口座へ振り込みます。（振込みまで1ヶ月程度かかります）

申請期限：令和6年7月31日（水）※消印有効

低所得子育て世帯加算給付金

Q&A

Q. 令和5年12月1日より後に生まれた子どもは加算対象となりますか？

A. 対象となります。申請方法や申請期限は表面の内容をご確認ください。

Q. 単身で寮に入っているなど、住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象になりますか？

A. 世帯主から、対象の子供と生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。

○配偶者やその他親族からの暴力（DV等）を理由に避難されているかたへ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地※1から子どもを連れて避難されている方で、小笠原村に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件（DV等避難中※2であることの証明、収入要件）を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

※1 「住所地」とは、住民票の有無に関わらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住いの場合をいいます



低所得者支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

小笠原村総務課総務係 04998-2-3111

母島支所庶務係 04998-3-2111

受付時間 平日8:00~17:15 (土日祝日12:00~13:30を除く)